資料6

令和６年度ブロック会議に対する運営費について

【目　的】

各ブロック内の市相互間における情報交換、各種の懸案事項などに関する意見交換等を行い、より円滑な市政の発展に資する目的を持って開催するブロック会議に対して、市長会が運営費を負担する。（１市あたり１０，０００円）

※　飲食を伴う懇談会費用については運営費の対象経費としない。

【事務の流れ】

１．「ブロック幹事市等報告書」、「ブロック会議運営費概算払請求書」の提出

※４月３０日（火）までに市長会事務局へ郵送でご提出ください。

※様式データは４月上旬に市長会事務局からブロック幹事市へ送信します。

２．請求書受領後、市長会より幹事市の指定する口座へ概算払い

３．「精算及び実績報告書」の提出

※翌年３月中旬頃までに市長会事務局へ郵送でご提出ください。

※報告の際に、次期幹事市の報告をお願いします。